

野辺地町小中学校大会派遣事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 野辺地町は、野辺地町在住の小学生又は中学生で構成する団体における文化、体育、スポーツ活動を推進し、心身の健全育成及び多様な教育の充実を図るため、毎年度予算の範囲内において、野辺地町小中学校大会派遣事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、野辺地町補助金等の交付に関する規則（昭和56年野辺地町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町立学校 野辺地町立学校設置条例（昭和41年野辺地町条例第10号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- (2) スポーツ・文化団体 スポーツ又は文化芸術の振興を主たる目的とした活動を行う団体をいう（次号に規定するものを除く。）。
- (3) 地域クラブ 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）の地域クラブ活動に関する認定制度に基づき、自治体から活動の認定を受けた運営団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町立学校に在籍し、かつ、町立学校の部活動、スポーツ・文化団体又は地域クラブのいずれかに所属する児童生徒で、次条に規定する大会に出場するもの（団体競技の場合は、出場する大会の大会要項（以下「大会要項」という。）に規定された補欠者を含む。）
 - (2) 主として町内で活動を行っているスポーツ・文化団体又は野辺地町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和8年野辺地町教育委員会告示第1号）の規定に基づき認定を受けた地域クラブに所属する者で、前号に規定する児童生徒を引率するもの（2名以内とし、うち1名は大会要項に規定する指導者とする。以下「引率者等」という。）
- 2 前項第1号に規定する児童生徒は、町外のスポーツ団体又は地域クラブ（以下「町外のスポーツ団体等」という。）に所属する者を含むものとする。

(補助対象大会)

第4条 補助金の交付の対象となる大会は、次の各号に該当する大会とする。

- (1) 中学校体育連盟、吹奏楽連盟及び都道府県教育委員会を含む都道府県又は文部科学省が主催又は共催する郡大会以上の大会
- (2) (公財)日本オリンピック委員会又は(公財)日本スポーツ協会に加盟する団体若しくはその下部組織が主催する公式大会である競技大会であり、県予選を経て優秀な成績により出場する東北大会（全国大会の予選となる大会）以上の大会
- (3) 野辺地町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に認める東北大会以上の大会

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に規定するものとする。ただし、当該補助金のほかに助成金等の交付がある場合は、当該補助金の交付額から当該助成金等の金額を減じた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、町立学校の部活動において大会に出場するものにあつては、当該町立学校の校長が、スポーツ・文化団体又は地域クラブにおいて大会に出場するものにあつては、当該団体等の代表者が行うものとする。

2 補助金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）は、野辺地町小中学校大会派遣事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、当該大会開催日の原則30日前までに申請するものとする。ただし、教育長が特別な事情があると認めたときは、この限りではない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 参加者名簿（様式第4号）
- (4) 大会開催要項
- (5) 予選の大会要項、成績等参加資格を得た経緯がわかるもの
- (6) 大会参加のための旅行日程が確認できるもの
- (7) 競技団体等における指導者としての資格証明（公認）書
- (8) その他教育長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 教育長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、野辺地町小中学校大会派遣事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条第1項の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分変更（補助対象経費の合計額の30パーセント以内の変更を除く。）をする場合又は補助事業の内容を変更（補助目的及び補助金の額に影響を及ぼさない変更を除く。）する場合は、あらかじめ野辺地町小中学校大会派遣事業費補助金事業変更承認申請書（様式第6号）を教育長に提出して、その承認を受けることとする。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ野辺地町小中学校大会派遣事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を教育長に提出して、その承認を受けることとする。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告してその指示を受けることとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

(事業の遂行)

第10条 補助対象者は、補助金の交付の目的、決定の内容及びこれに付された条件に従うとともに、最大の効果を上げるよう経費の効率的使用に努めて、事業を遂行しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による補助事業等実績報告書は、野辺地町小中学校大会派遣事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書(様式第8号。以下「報告書」という。)とする。

2 報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) 宿泊証明書(様式第10号)
- (4) 領収証、受領書等支払を証明する書類の写し
- (5) 大会プログラム又はその写し
- (6) 成績を証明するもの
- (7) その他教育長が必要と認める書類

3 報告書の提出期限は、補助事業が完了した日(第8条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)の翌日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の翌年度の4月20日のいずれか早い時期までとする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による補助金等交付確定通知書は、野辺地町小中学校大会派遣事業費補助金交付額確定通知書(様式第11号)とする。

(補助金の請求等)

第13条 規則第6条第2項の規定による補助金の請求は、野辺地町小中学校大会派遣事業費補助金(概算払)請求書(様式第12号)を教育長に提出して行うものとする。

2 補助金は、口座振込により交付する。

3 補助金は、精算払により交付する。ただし、教育長が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

(交付決定の取消し)

第14条 教育長は、補助対象者が正当な理由がなく第11条第3項に規定する期限までに報告書を提出しない場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 教育長は、災害の発生や感染症のまん延等により大会に派遣することが適当でないとした場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

3 教育長は、前2項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは、野辺地町小中学校大会

派遣事業費補助金取消し通知書（様式第13号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 補助金の返還は、補助事業の中止若しくは廃止又は補助事業の精算をした場合、教育長が指定する日までに補助金を返還するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日教委告示第2号）

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の野辺地町小中学校大会派遣事業費補助金要綱の規定は、令和4年度以後の補助金について適用し、令和3年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月26日教委告示第1号）

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の野辺地町小中学校大会派遣事業費補助金要綱の規定は、令和6年度以後の補助金について適用し、令和5年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和8年4月1日教委告示第7号）

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の野辺地町小中学校大会派遣事業費補助金要綱の規定は、令和8年度以後の補助金について適用し、令和7年度までの補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助金の額		
		補助対象者区分	右記以外	町外のスポーツ団体等
大会参加費	大会要項に定められた次の経費 1 参加料 2 大会施設入場料 3 大会施設・設備使用料	児童生徒	補助対象経費の2分の1	補助対象経費の2分の1
		引率者等	補助対象経費の全額	
交通費	補助対象者の住所（団体で移動する場合は集合場所）から大会開催地までの最も経済的かつ合理的と認められる方法で旅行した場合に要する次の経費（補助対象者以外の者がある場合は、要する経費を利用人数で除した額に当該者の人数を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。） 1 鉄道及び路線バス 特別車両料金を除く往復運賃 2 航空機（関東以南で開催される大会に限る。） 特別車両料金を除く往復運賃 3 私用自動車（引率者が運転し、児童生徒を輸送する場合に限る。） 燃料費、有料道路利用料及び駐車場料金 4 貸切バス、レンタカー及びタクシー 借上料（運転手の宿泊料を含む。）、燃料費、有料道路利用料及び駐車場料金	児童生徒	補助対象経費の2分の1	補助対象経費の2分の1
		引率者等	補助対象経費の全額	
宿泊費	宿泊が妥当であると認められる場合に限り、1泊につき宿泊に要する経費（食事代を除く。ただし、食事代を区分することができない場合は、要する経費から1食当たり800円を減じた額とする。）と次に掲げる宿泊地に応じた上限額のいずれか低い方の額に宿泊数を乗じて得た額 1 県内上限額 7,000円 2 県外上限額 10,000円	児童生徒	補助対象経費の2分の1	補助対象経費の2分の1
		引率者等	補助対象経費の全額	
その他教育長が特に必要と認める経費		別途協議する。		